

江津市PRキャラクター「人麻呂くんとよさみ姫」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、江津市PRキャラクター「人麻呂くんとよさみ姫」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 キャラクターは、江津市のイメージアップ、観光PR及び地域振興等を目的とし、広く使用することができる。ただし、使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターを使用することができないものとする。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (2) 江津市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのある場合
- (3) 特定の個人、政治団体、宗教団体、又は思想を支援するおそれのある場合
- (4) その他使用することが不適当と認められる場合

(使用の承認)

第3条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ江津市PRキャラクター使用承認申請書(様式第1号)を江津市に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 江津市又は地方公共団体が公用又は公共用に使用するとき。
 - (2) 江津市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
 - (3) 江津市観光協会等が観光の振興又は産業の振興の目的で使用するとき。
 - (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- 2 市長は、前項ただし書きにより承認申請を省略した者に対し、キャラクターの使用状況について報告を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申請の内容を審査し、キャラクターの使用を承認したときは、江津市PRキャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。
- 4 前項の承認を受けることができるのは、次の者に限る。
- (1) 江津市内に住所を有する者
 - (2) 江津市内に存する事務所または事業所に勤務する者
 - (3) 江津市内に存する学校に在学する者
 - (4) 江津市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
 - (5) 前各号のほか、特に市長が承認する者
- 5 市長は、第3項の江津市PRキャラクター使用(変更)承認書に使用条件を附することができる。
- 6 市長は、第1項の規定による申請の内容が第2条ただし書きの規定に該当すると認め、キャラクターの使用を承認しないときは、江津市PRキャラクター使用不承認通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の順守事項)

第5条 キャラクターの使用を承認された者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 使用者は、キャラクターの使用に関する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 承認された色及び形状等を正しく使用すること。
- (4) 完成物件を提出すること。ただし、完成物件の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (5) 使用期間を順守すること。

（承認の内容の変更）

第6条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、江津市PRキャラクター使用変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の変更の承認をする場合においては、第3条第3項及び第5項の規定を準用する。

（承認の取り消し）

第7条 市長は、キャラクターの使用が使用上の順守事項又は承認内容に違反していると認められる場合は、江津市PRキャラクター使用承認取消書（様式第5号）をもって当該承認を取り消すことができる。

2 前項により承認を取り消された者は、当該承認にかかる物件の使用、配布及び掲示をしてはならない。

（責任の制限）

第8条 前条の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を取り消された者又は第三者に損害が生じても、江津市はその責めを負わない。

2 市長は、キャラクターの使用に係る損失補償等について、一切の責めを負わない。

3 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、江津市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

（その他）

第9条 この規程の定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。